

宇都宮市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月24日

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福 田 栄

同 小 林 紀 夫

同 福 田 智 恵

令和2年度

定例監査報告書

令和3年3月

宇都宮市監査委員

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査としての定例監査
同法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査対象部局等

7部局52課室等（2年一巡）

部局	課室等
市民まちづくり部	自治振興課，地区市民センター（平石，清原，横川，城山，国本，豊郷，河内），みんなでまちづくり課，生活安心課，市民課，男女共同参画課，国際交流プラザ
消防局	総務課，予防課，警防課，通信指令課
都市整備部	都市計画課，市街地整備課，景観みどり課，建築指導課，住宅課，公園管理課，東部区画整理事業課，西部・北部区画整理事業課
理財部	管財課，契約課，用地課，税制課，納税課，市民税課，資産税課
子ども部	子ども未来課，子ども家庭課，保育課，子ども発達センター
上下水道局	経営企画課，企業総務課，サービスセンター，工事受付センター，水道管理課，水道建設課，下水道管理課，下水道建設課，生活排水課，技術監理室
総合政策部	政策審議室，地域政策室，交通政策課，情報政策課，広報広聴課，駅東口整備室

3 監査対象期間及び実施期間

部局	監査対象期間	監査実施期間
市民まちづくり部	令和2年4月1日から 令和2年8月31日まで	令和2年9月29日から 令和2年10月27日まで
消防局	令和2年4月1日から 令和2年8月31日まで	令和2年10月26日から 令和2年11月24日まで
都市整備部	令和2年4月1日から 令和2年8月31日まで	令和2年10月26日から 令和2年11月25日まで
理財部	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年11月30日から 令和3年1月6日まで
子ども部	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年11月30日から 令和3年1月6日まで

部局	監査対象期間	監査実施期間
上下水道局	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	令和2年12月23日から 令和3年1月27日まで
総合政策部	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	令和3年1月21日から 令和3年2月17日まで

4 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第6条に基づき、本市の財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し正確であるかどうか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施した。

5 監査項目

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) 服務

6 重点的に監査する項目の設定

上記「5 監査項目」の(1)から(6)までに掲げた項目のうち、平成30年度及び令和元年度の指摘事項をリスクごとに分類し、その結果からリスクの発生する頻度、リスクの影響度及び内部統制の実効性を考慮し、今年度の定例監査において重点的に監査する項目を次のとおり設定した。

重点項目	想定されるリスク例
・歳入調定の適正な事務処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・調定漏れ ⇒ 徴収漏れ、決算に影響 ・調定取消漏れ ⇒ 二重納付
・適正な現金の管理及び取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の紛失、盗難
・契約事務の適正な事務処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の誤り ⇒ 落札者とすべき入札者を失格にするなど入札結果に影響 ・予定価格の誤り ⇒ 落札者を誤るなど入札結果に影響
・会計年度任用職員の服務について	<ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇付与日数・取得日数の誤り ⇒ 給与金額に影響する場合がある。

7 監査方法

はじめに、予備監査として、あらかじめ提出された関係書類をもとに照合等を行った上で財務等に関する事務の執行について関係職員から説明を受けた。次に、本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行等についての聴取と質疑等を行った。

8 監査の結果

(1) 指摘事項等の概要

監査項目	主な指摘事項	
	令和2年度 (◎は、重点項目)	前回（平成30年度） (◎は、平成30年度の重点項目)
ア 予算の執行	なし	<u>2項目2件</u> ・歳入年度区分の誤り
イ 収入事務	<u>4項目7件</u> ◎調定漏れ ◎前年度収入未済分の繰越調定漏れ ◎調定金額の誤り ◎現金出納簿における金額の誤記載	<u>9項目85件</u> ◎調定漏れ ◎現金出納簿における確認印の押印漏れ ◎現金出納簿における金額の誤記載又は未記載
ウ 支出事務	なし	<u>3項目4件</u> ・支出負担行為決議書の作成漏れ ・旅費の支給誤り ・前払金の振替処理漏れ
エ 契約事務	<u>1項目1件</u> ◎契約書の収入印紙過少貼付	<u>5項目57件</u> ◎予定価格調書の作成漏れ ◎予定価格調書の記載誤り ◎契約書の収入印紙貼付漏れ，過少貼付
オ 財産管理事務	<u>2項目2件</u> ・備品台帳の不作成 ・郵便切手受払簿における現在高の未記載	<u>3項目5件</u> ・備品台帳の不作成 ・郵便切手受払簿における現在高の誤記載，未記載 ・回数乗車券受払簿における現在高の誤記載，未記載
カ 服務	なし	<u>6項目11件</u> ◎年次休暇の期間算定誤り ◎週休日の振替申請の未処理 ◎臨時職員の有給休暇の付与漏れ
計	7項目10件	28項目164件

※ 令和2年度から指摘件数のカウント方法を誤りのあった「箇所数」から「事案数」に変更した。

※ 令和2年度対象部局の前回（平成30年度）の結果を参考に記載している。

(2) 指摘事項の内容 ※「◎」は重点項目

ア 予算の執行

指摘事項に該当するものは認められなかった。

イ 収入事務

- ◎ (7) 収入未済額については、宇都宮市会計規則の規定により毎会計年度において調定した金額で当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、当該期日の翌日をもって翌年度に繰り越さなければならぬが、国庫支出金について調定していなかった。 (子ども未来課 2件)
- ◎ (イ) 随時に徴収する収入については、地方自治法、同法施行令及び宇都宮市会計規則の規定により、その原因の発生の都度、調定しなければならないが、国庫支出金などについて、交付決定通知を收受した日に調定すべきところ調定していなかった。
(政策審議室 1件)
(交通政策課 1件)
(情報政策課 1件)
- ◎ (ウ) 随時に徴収する収入については、地方自治法、同法施行令及び宇都宮市会計規則の規定により適正に作成しなければならないが、負担金について、交付決定通知による交付決定額で調定すべきところ、年2回に分割して支払われる負担金のうち1回目の金額で調定していた。(調定金額の誤り) (消防局警防課 1件)
- ◎ (エ) 現金については、宇都宮市会計規則の規定により記載理由発生の都度、現金出納簿に適正に記載しなければならないが、使用料について金額を誤って記載していた。
(平石地区市民センター 1件)

ウ 支出事務

指摘事項に該当するものは認められなかった。

エ 契約事務

- ◎ 契約書には、印紙税法の規定により適正な額の収入印紙を貼付しなければならないが、業務委託契約書について貼付額が過少であった。 (子ども家庭課 1件)

オ 財産管理事務

- (7) 備品については、宇都宮市物品管理規則の規定により受入れ時に備品管理システムに登録し台帳を作成しなければならないが、検査機器について備品台帳を作成していなかった。 (子ども家庭課 1件)
- (イ) 郵便切手受払簿について、現在高を記載していないものがあつた。
(みんなでまちづくり課 1件)

カ 服務

指摘事項に該当するものは認められなかった。

(3) 受監課における良い取組の事例

ア 業務委託契約事務チェックシートの活用（自治振興課）

課独自で作成し活用している「業務委託契約事務チェックシート」は、執行伺、予定価格調書、支出負担行為決議書を作成する際のチェック項目が的確に設定され、かつ印紙税額一覧などチェックを行う際に必要な情報も掲載され実効性のある、大変有益なチェックシートであった。

イ 収納率向上の取組について（納税課）

市税の収納率については、9年連続で上昇しており、平成以降において令和元年度は最も高かった。

これは、コンビニ・ペイジー収納などの納付環境の整備・口座振替の加入促進などの納期内納付の推進や、徹底した財産調査・差押等の滞納処分の強化など、収納率向上のため納税課が一丸となって取り組んだ成果によるものであった。

ウ 公立保育園に係る内部統制の強化について（保育課）

保育課においては、早番や遅番など様々な勤務形態がある中、適正に事務を執行するため、公立保育園の園長を対象として3月に新年度に向けた事務事業説明会を実施するほか、年度当初に庶務担当者が全園を訪問し服務に係る確認・指導を行うなど、全課をあげて内部統制の強化に鋭意努めていた。

意見及び要望

令和2年度定例監査における意見及び要望は、次のとおりである。

(1) 内部統制機能の強化について

今年度の指摘件数は、今回対象とした部局を監査した平成30年度と比較して格段に減少した。特に、今年度の重点項目として設定した調定事務、現金取扱事務、契約事務及び会計年度任用職員のサービスの4点のうち、現金取扱事務、契約事務及び会計年度任用職員のサービスの3点については、各部局においてチェック強化研修の実施など事務処理適正化に向け取り組まれた結果、おおむね適正に処理されていた。そのうち、会計年度任用職員のサービスについては、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に合わせ様々な勤務形態を反映できるようサービス関係書類の様式を見直し、勤務時間の把握がしやすくなったことで管理面の改善が図られたことによるものと考えられる。

一方で、調定事務については債権管理の適正性が課題となっているところであるが、今回も国庫支出金等について交付決定通知を受けているにもかかわらず調定処理がされていないなどの事例が見られた。こうした事務処理の誤りは、関係法令等の理解不足や確認漏れ、業務執行状況の確認不足などによるものと思われる。

各部局においては引き続き効果的・効率的に内部統制が機能するよう、様式の見直しやチェックリストの活用、合理的で組織的な事業の進捗管理に取り組んでいただきたい。また、日頃の事務処理に当たっては、法的根拠や手順を確認し、職員一人一人がそれぞれの事務処理の意義を考えながら効率的かつ適正に行うよう努められたい。

(2) コロナ禍における施策・事業の展開について

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が延期・中止を余儀なくされたが、このような状況下にあっても動画配信を活用したオンライン講座の開催など新たな取組も認められた。

未だ感染症の収束時期が見通せず、市税収入をはじめとする自主財源の大幅な減少が見込まれる中、これまで当たり前のように継続してきた既存の施策・事業については、実施を継続する意義や実施手法などを再考する機会と捉え、思い切った見直しや実施手法を検討する必要があると考える。

今後の施策・事業の実施に当たっては、従来手法にとらわれず、限られた資源の中で最大の効果が挙げられるよう、知恵を絞り、新たな発想・創意工夫をもって先進的な施策・事業に取り組まれたい。